

特定非営利活動法人ホップ障害者地域生活支援センター 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人は、障害を持つ人々が豊に暮らして行ける地域の形成を推進することと、障害を持つ人々の地域生活を支援するための諸活動を行うことによって、障害者が地域で自由に暮らして行ける社会づくりに寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この法人は、特定非営利活動法人ホップ障害者地域生活支援センターと称する。

(事業)

第3条 この法人は特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の別表第1号及び第8号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害を持つ人々の就労における福祉的環境の改善を図るための活動
- (2) 障害者共同住宅の運営
- (3) 移送サービスの提供
- (4) 介護タクシー・福祉タクシーの運営
- (5) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及びデイサービス事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
- (8) 障害を持つ人々の地域生活を支援するための活動
- (9) 障害を持つ人々の支援をするために行う活動への支援
- (10) 障害者に対する相談支援事業
- (11) 障害児に対する相談支援事業
- (12) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等)
- (13) 災害支援活動
- (14) 重度訪問介護従事者養成研修事業・全身性障害者移動介護従事者養成研修事業・喀痰吸引等研修事業
- (15) その他この団体の目的を達成するために必要な活動

(収益事業)

第4条 この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行に資するため、次の収益事業を行なうことができる。

- (1) 人材派遣に関わる事業
- (2) 不動産賃貸に関わる事業
- (3) 役務の提供並びに物品の販売及び斡旋
- (4) その他収益事業

(事務所)

第5条 この法人の主たる事務所は、札幌市東区北14条東14丁目2番5号光星ビルに置く。

2 この法人の従たる事務所は、札幌市東区北20条東1丁目5番1号大西ビルに置く。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人、法人及び任意の団体
- (3) アテンダント利用会員 アテンダントサービスを利用する個人、団体
- (4) アテンダント提供会員 アテンダントサービスを提供する個人、団体

(入会及び会費)

第7条 会員として入会しようとする者は、定められた方法により入会申込みを行うものとし、入会の承認は理事会が行う。

2 会員は、会費を納入しなければならない。

ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会したとき

(2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)2年以上会費を滞納したとき

(4)除名されたとき

2 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

3 この法人は、会員がこの法人の定款若しくは規則に違反した場合、又はこの法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合には、その会員を除名することができる。

4 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(会費等の不返還)

第9条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第10条 この法人に次の役員を置き、役員は、総会において選任する。選任の方法は、

総会の議決を経て別に定める。

2 理事 3名以上10名以内

3 監事 1名以上2名以内

(役員の職務)

第11条 代表理事は、この法人を代表し、その活動をとりまとめる。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

4 監事は、法第18条に定める職務を行う。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第13条 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、総会の議決に基づいて解任することができる。

(役員の報酬)

第14条 役員の報酬に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第4章 顧問

(顧問)

第15条 この法人に顧問を若干名を置く。

2 顧問は、理事会の同意を得て代表理事が委嘱する。

3 顧問は、法人の業務について代表理事の諮問に答え又は意見を具申する。

(任期)

第16条 顧問の任期については、役員の任期に準ずる。

第5章 総会

(構成及び権能)

第17条 この法人の総会は、正会員をもって構成し、この定款で別に定めるものほか、事業活動計画及び収支予算、事業活動報告及び収支決算その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種別及び開催)

第 18 条 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とし、議長は、出席正会員の中から選出する。

2 通常総会は、毎年 1 回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の 5 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(3) 法第 18 条第 4 号に定めるところにより監事が招集するとき。

(招集)

第 19 条 総会は、前条第 3 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する

2 代表理事は、前条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第 20 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 21 条 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 22 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 20 条及び第 21 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、議事録を作成する事とし、その記載事項その他の必要な事項については、以下を除いて理事会の議決を経て別に定める。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 全号の事項の提案をした者の使命又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成及び権能)

第24条 理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるもののほかは、総会の議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

(開催)

第25条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、議長は、代表理事がこれに当たる。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(招集)

第26条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数、議決、表決権等及び議事録)

第27条 第20条から第23条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第28条 この法人の資産は、会費、寄附金収入、財産から生ずる収入、事業に伴う収入その他の収入をもって構成し、理事会の議決に基づいて、代表理事がこれを管理する。

(事業活動計画、予算、暫定予算及び収支決算)

第 29 条 この法人の事業活動計画及び収支予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかるわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 この法人の事業活動報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、毎事業年度終了後 3 か月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 30 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(収益事業の会計)

第 31 条 収益事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第 8 章 解散及び定款の変更

(解散)

第 32 条 総会の議決によりこの法人が解散をするときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第 11 条第 3 項に従い、総会で議決する。

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得、変更することができる。

第 9 章 雜則

(公告)

第 34 条 この法人の公告は、この法人の事務所での掲示により行う。

(雑則)

第 35 条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿のとおりし、その任期は、2004年5月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2003年3月31日までとする。
- 5 この定款は、平成19年9月4日から施行する。
- 6 この定款は、平成20年1月24日から施行する。
- 7 この定款は、平成24年7月13日から施行する。
- 8 この定款は、平成24年11月5日から施行する。
- 9 この定款は、平成27年3月11日から施行する。
- 10 この定款は、令和2年3月21日から施行する。